

Title	『舎利勘文』『舎利帰依十因』の注について：貞慶撰述説の検証
Sub Title	Research on the sutra annotations in the "Syari-kanmon" and "Syari-Kie-Jūin" : consideration of whether the author is Jōkei
Author	高橋, 悠介(Takahashi, Yusuke)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2025
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidō Bunko Institute). No.59 (2024.) ,p.113- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20240000-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『舍利勘文』『舍利帰依十因』の注について

―貞慶撰述説の検証―

高橋 悠介

一、はじめに

『斯道文庫論集』第五十八輯に掲載した「伝貞慶編『舍利勘文』小考」^{*1}（以下「前稿」と略称）において、高野山金剛三昧院所蔵の「舍利」という外題を持つ南北朝期の卷子本の写本を、貞慶の編とされる『舍利勘文』の古態を考える上で、最も重要な伝本として紹介した。その際、その本文を便宜上、Ⅰ遺留舍利恩・Ⅱ（舍利帰依の十因）・Ⅲ誓願等・Ⅳ仏舍利隨身事（舍利発願）の四つに分けたが、このうちⅠ・Ⅱは舍利関係経文の抄出で、Ⅲ・Ⅳは舍利を奉じた法会の次第と発願文になる。そして、Ⅱは『舍

利勘文』の伝本から注を除いた記事に対応し、Ⅳは貞慶真撰の『舍利発願』に相当する。

『舍利勘文』は寛文十年刊本や複数の写本の伝本において「解脱上人集」とされ、これを素直に受け取れば、貞慶による編述書ということになるが、三崎良周氏はこの点に疑問を呈している。^{*2}しかし、金剛三昧院蔵本Ⅳの末尾に「笠置上人御抄^{ふだ}」とある上、称名寺聖教『舍利発願』等からも貞慶真撰と認められるⅣを含め、ⅠからⅣまでの内容が相互に深く関連していることなどから、前稿では『舍利勘文』で経文を抄出したのが貞慶である可能性は高まったと位置づけた。

ただし、金剛三昧院蔵『舍利』のⅠ・Ⅱは舍利関係経文の抄

出のみで、注が付いていないことから、前稿では注の検討は見送っていた。他の『舍利勘文』諸本、「舍利帰依十因」「舍利十因」等の題を持つ関連写本、また『舍利勘文』に相当する記事を含む『白宝抄』駄都勘文「舍利事」には、いずれも経文に対する注が付いている。前稿では貞慶との関係については慎重な言及に留めたが、その後、『舍利勘文』の注をよく読んでいううちに、注が貞慶撰述書と深い関係にあり、貞慶自身が舍利関係経文を編集し、注を付したとみて差し支えないのではないかと考えるに至った。その際、ニールス・グウルベルク氏の先駆的な研究^{*3}が備わる貞慶の講式との関係が特に重要となる。

本稿では、この注の諸本間での異同を整理した上で、注の内容について検討し、『舍利勘文』『舍利帰依十因』と貞慶の関係について改めて検証してみたい。なお、注が付されている経文自体の引用は省略した部分も多いが、これについては前稿を参照されたい。

二、『舍利勘文』に関わる諸本

前稿と重複するが、まず『舍利勘文』の注に関わる諸本を、

以下に言及する際の略号と共に示しておく（書誌や内容構成については、前稿参照）。

（1）澄円『白宝抄』駄都勘文（後掲略号【白】）

大正新脩大藏経图像部第十卷所収（底本、醍醐寺藏本）。

（2）『舍利勘文』寛文十年九月刊本

東洋大学附属図書館哲学堂文庫蔵 あ一中二三丁六九三二

舍利勘文 大本 一冊（後掲略号【白】）

寛文十年九月刊（「京」中野小左衛門）

（3）『釋尊御舍利儀記』と合写された『舍利勘文』

大正大学附属図書館蔵 105-38

釋尊御舍利儀記 舍利勘文 半紙本 一冊（後掲略号【大】）

〔江戸中期〕写

糸魚川歴史民俗資料館蔵・木村秋雨旧蔵資料

舍利勘文 釋尊御舍利儀記 大本 一冊（後掲略号【木】）

明和六年七月写（釈興應）

大谷大学図書館蔵 余大 3710

釋尊御舍利儀記 舍利勘文 半紙本 一冊(後掲略号【A】)

文政九年十一月写(釈龍禪)

大谷大学図書館蔵 余大 1330

釋尊御舍利儀記 舍利勘文 舍利禮註秘傳 半紙本 一冊

(後掲略号【B】)

天保十一年写(釈綜憲) 釈綜誓増補

(4) 「舍利婦依十因」「舍利十因」等の題を持つ関連写本

西教寺正教蔵文庫蔵

舍利歸依十因 大本 一冊(後掲略号【西】)

慶安元年正月写

善通寺蔵 56-43

舍利皈依十因并功德事 半紙本 一冊(後掲略号【善】)

文政十三年十月写

高野山大学図書館高野山三寶院文庫蔵 485-8/3/6

舍利十因 枳形本 一帖(後掲略号【十】)

(江戸後期)写

『舍利勘文』と『舍利婦依十因』は源を同じくする本で、金剛三昧院蔵『舍利』のような、舍利関係経文の抄出と舍利を奉じた法会次第を写した本に対して、経文部分を中心に「私云」として注を付したものと考えられる。「舍利勘文」の題を持つ伝本には、金剛三昧院蔵本のⅠ「遺留舍利恩」の八つの経文に相当する記事がなく、法会次第もないが、十条分の経文と注の後に「舍利札」を入れているのは、かつて法会次第が共に写されていた名残りと思われる。一方、(4)の西教寺蔵『舍利歸依十因』には、十条(十因)分の記事だけでなく、金剛三昧院蔵本のⅠ「遺留舍利恩」に対応する経文も、Ⅲに相当する法会次第も備わっている。ただし、(4)に挙げた三つの伝本は、いずれも注が付された後の増補記事が含まれる可能性が高い。そこで、ひとまず『舍利勘文』と『舍利婦依十因』に共通する古態を『舍利勘文』の名に代表させておく。

これらの本にみられる舍利関係経文の注を検討する上で、「舍

「舍利勘文」の題を持つ(2)(3)の諸本から底本を選び、注の本文を掲出することも思案したが、本稿では(4)に挙げた西教寺正教藏文庫蔵『舍利歸依十因』を底本として、注を紹介する。『舍利歸依十因』の本文のうち、舍利信仰の根拠を十箇条(十因)にわたり挙げ、それぞれに関連する経文を示す前半部分は、注も含めて、(2)『舍利勘文』の寛文十年(一六七〇)刊本や、(3)に挙げた諸本の『舍利勘文』相当部分にほぼ対応する。寛文十年刊本の本文はあまり良いものではなく(後掲校異参照)、「舍利勘文」の題を持つ諸本は書写年代が江戸中期以降に下る一方、西教寺蔵本は、慶安元年(一六四八)の写本で、本文も比較的良質なものと言える。

また、『舍利歸依十因』には「舍利勘文」の題を持つ諸本には見えない記事も含んでいるが、その一部が金剛三昧院蔵『舍利』に確認できることから、『舍利勘文』の古態を考える際には、それらの経文と注も含めて検討する意義がある。そこで次節以下、西教寺正教藏文庫蔵『舍利歸依十因』に基づき、「私云」等の形で始まる注のみを、校異と共に示すことにする。^{*4}

三、『舍利勘文』『舍利歸依十因』の十条(十因)に対する注

まず、『舍利勘文』『舍利歸依十因』の十条(十因)分に対する注を掲げる。第二条「悉地成就故」と第五条「不墮三途故」には、諸本いずれも注が入っていない。また、高野山三寶院文庫蔵『舍利十因』では、第三・六・七条の注が欠けている。

第十条「證得菩提故」に挙げた「私云、千反生天之報」以下の注は、『白版大木A B』では第九条「往生淨土故」の末尾に付されているが、金剛三昧院蔵『舍利』では「證得菩提故」(第十条に相当)の最初に「阿含經云」として引かれる経文に対する注と考えられるため、第十条の箇所を示した。

引用にあたり、適宜、読点と改行を加え、異同のある箇所には傍線を引いた。また、第八条の注は長いことから、文章を区切って改行し、それぞれa b c以下の記号を挿入して、各部分毎に校異を示した。字体の相違や、訓点送り仮名の有無や相違は、校異に含めていない。「无」と「無」、「體」と「牀」、「託」と「託」の相違も校異に含めていない。^{*5}

【校異】 * 【十】にはこの注なし。

反一變【白大木A B】、ナシ【善】 趣一 道【版大木A B】 照
耀一 耀【版】、耀^{照イ}【木】、照輝^{シテ}【大B】 亡人一 已人【白版
大】、已^テ令^セ【善】、七^{七カ}人【B】 天一無【版大】 壽一者【善】

樂一樂^文【版大】

▼第七条「發菩提心故」の末尾の注

私云、仰願^ハ如來、舍利加被^リ冥力^ヲ、勸發^{シテ}菩提心^ヲ、若^ハ眼^ノ前、
若^ハ夢中^ニ、願^ハ現^シ神反^一、願^ハ示^シ出要^一ヲ、令^{シテ}我^ヲ忽^ニ發廣大
勝解清淨ノ信心^一、依之必發^シ四弘誓願^一、能受^ニ三聚淨戒^一ヲ、願
行不^レレテ朽、至不退轉^一ヲ、

【校異】 * 【十】にはこの注なし。

舍利加被一被^レ加【版木】、舍利加^ニ破^シ【B】 勸一動【善】
菩提一我【白版大木A B善】 眼ノ一 眼之【白版木A善】 若^ハ
一ナシ【善】 夢一夢之【白版木A】 反一變【白版大木A B善】
出要一出世要【版大木A】 必一ナシ【白版大木A B善】 誓
願一願^一【大B】 願行一行【白^文一ナシ【白版大木A B善】

▼第八条「隨心得益故」の末尾の注

a 私云、如來ノ色身ハ世間无等^{キモ}、
b 塵數德海共生^シ一毛^一、金剛駄都^ハ、即其妙体也、希有難遇^{ナリ}、
億劫^ニ一^ヒ得^{タリ}、

c 情惟^ハ、佛^ハ是三界之慈父、我^ハ是如來之愛子ナリ、

d 五道ノ貧里ニ捨^レ父逃逝^ス、適還^テ佛家^ニ、泣見^ニ遺骨^ヲ、悲^テ而
更^ニ悅涙分^ル兩行^一、今亦依何再^レ可捨離^一、

e 因慈^ニ恒時^ニ親近^{シテ}須臾^モ不離[、]惑障蓋^ン去^ケ、苦海^モ盡度^一ヲ、

f 我^レ向^ハ中有之闇^一、放^レ光^ヲ示^セ路^ヲ、

g 我詣^ニ闍王之宮^一ニ、現^{シテ}形^ヲ證明^{玉ヘ}、我若入^ハ三途^ニ、舍利^モ
共入^シ、苦器忽^ニ破^ハ罪人得脱^シ、我若託^ハ母胎^一、舍利^モ且^レ託^ケ、
依^テ其威力^ニ、令^{シテ}母^ヲ出離^一セ、凡三界六道一切ノ生処、如影ノ隨

レ形^ニ利那^モ勿離^{コト}、

h 又、我身ノ中ノ八万ノ毛孔^ニ一^ニ各有^ニ九億之虫^一、「昔^シ為^ニ男
女愛着[、]我身妄緣所負受^ニ生血肉^一」、舍利若照^ハ我身^一ヲ、先度
シ玉ヘ 彼類^一、

i 大智ノ光明、豈不照^{玉ヘ}我迷闇^一哉、大悲ノ乳水、豈不^レ洗我
罪垢^一哉、五分ノ妙香、豈不拂^ニ鼻穢^一哉、禪定ノ涼風、豈不除我

熱惱^ニ哉、此言^ハ定^テ聞^キ灵山之境^ニ哉、我悲^シ盡^ク染^ル世尊之肝^ニ、佛力廣大^{ナリ}、寧拘^ニラレンヤ妄業^ニ哉、

「本文注」 d 「亦」は「被」を見せ消ちして「亦」と傍注

「校異」

a

如来ノナシ【版本】（木）は「如来イ」と傍注 世ノ無【版

无等^{キモ}ノ無與等【白】、無^レ尋^リ【善】

b

數^數類【木】 徳海ノ能海【版本】、徳【A】 即ノナシ【白】

也ノナシ【白版大木B十】、ナリ【善】 難遇ノ難遭【白】、難^レ

得^レ遇【十】

c

倩ノナシ【版本】 之ノナシ【B】 慈父ノ慈母【版本】（木）は「父

イ」と傍注、悲母【大A B】、父母【善十】 我^ハ我等^ハ【十】

之ノ【善十】

d

逃逝ノ適逝【白】 適ノ邊^ニ【大】、邊^ニ里^{（朱）}郷^{（朱）}【B】 還ノナシ

【版】、入【十】 泣ノ親^リ【十】 而ノナシ【版大木A B】 再^ヒ
ノ再^ヒ爾【善】

e

因茲【白】 一恩慈【版本】（木）は「因^レ慈^レニイ」と傍注

盡^ク去^ケノ牽去【白】、牽盡去【版大木A B善】 苦ノ若【B】

盡度^ラノ盡度【白】、忽盡渡【版】、忽^チ盡^{シテ}深^{カラ}ン 【大B】、忽

ニ渡^{ラン}【木】、忽^ニ盡^ン度^ス【A】、急盡^ソ渡^ラ【善】、盡渡【十】

f

我^{（朱）}ノ吾^{（朱）}若【B】（二字朱傍記挿入）、ナシ【十】 之ノ【B】

闇ノ間【大】 示^セ路^ラノ示諾【版本】（木）は「路イ」と傍注

g

宮ノ宮（朱傍記挿入）【B】 我ノナシ【十】 共ノナシ【版本】

人ノ業^ツ【善】 得脱^シノ得晚【版】、令^メ得^セ二解脱^一ノ 若ノナ

シ【善】 託^ハノ托^ニ【B】 且託^ムノ共託【白大A B】、苦託【版

木】（木）は「苦」に「亦イ」と傍注、亦託^{シテ}【善十】 母

一ノ女【十】 生処ノ衆生處【白】、衆^ノ所^ニ【善】 刹那^モノナシ【版

大木A B】

h

之ノナシ【版大木A B十】 虫ノ蟲【B】

「昔^シ為^ニ男女愛着^一、我身忘縁所負受^ニ生血肉^一」―底本欠、【白版大木A B善十】にあり、【版】により補う。

着^一者【白】 妄縁―忘縁【白】、已^ニ為^一【善】、妄縁^ノ為^ニ【十】

i

我―ナシ【善】 不^レンヤ^一為^レ【B】 五分^ノ妙香、豈不拂^ニ我鼻

穢^一哉―ナシ【善十】 妙―ナシ【白版大木A B】 鼻穢―我鼻

穢【白】、我鼻穢【版大木A】、我鼻和^{（和）}杙【B】 禪定^ノ涼風―

冷風【版大木A B】 不除我―我不除【B】 灵山之―靈山【版】、

靈前【木】（「前」に「山イ」と傍注） 哉―ナシ【白版大木A

B善十】 我―ナシ【版大木A B】 拘^二ラ^一ンヤ 妄業^ニ―物忘業【版

木】、拘^二ラ^一ンヤ 怠減^ニ【善】、拘^二ラ^一ンヤ 哉―ナシ【A十】

▼第十条「證得菩提故」の「阿含經」經文の注

* 【白版大木A B】では經文を含め第九条末尾に位置する。

私云、千反生天之報、只望^二ニ^一身^ニ於都卒之雲^一、後^レ證^シ涅槃之益^一、遂^ニ期^一解脫^ヲ於龍花之風^ニ、

【校異】

反―返【大B十】 於―ナシ【B】 卒―率【白善大A十】 後

ニ―ナシ【A】 涅槃之益^一―涅槃^ノ益^一【版木B】、涅槃^一蓋^ニ大^一、
涅槃^一盃^ニA^一、涅槃^一益^一【善】 遂^ニ遠^一【白善大A B十】、
ナシ【版木】 花―華【白版大木B】、華臺【善】 風^ニ一風^ニ【十】

▼第十条「證得菩提故」の末尾の注

功能私云、此^ハ是如來最上无漏種子所生^{ナリ}、成所作智所反妙体、
見之觸之、定破^三有^一

【校異】

功能―ナシ【白版大木A B善十】 成所―成^{（朱）}【B】（「所」朱

傍記挿入） 作―ナシ【版】 反―變【白版大木A B善十】 定

―定散【白】 三有^一―三有^一【十】

* 【白善善十】は「三有」までで終わるが、【版大木A B】は「三有」の後に「證^二三身^一」（【版】）と続き、【A】はその終わりに「文」が付く。

四、『舍利勘文』『舍利歸依十因』の十条(十因)に対する注の検討

以下、第一条から順に、特に貞慶の著作との関わりに注意しながら、注を検討する。

▼第一条「獲得福德故」の注 *金剛三昧院藏本「護持福德故」

第一条の注は、第二節で(2)(3)に挙げた「舍利勘文」の題を持つ諸本では、いずれも第一条の「灌頂經」以下の五つの經文引用の後に入っているが、(4)に挙げた西教寺正教藏の『舍利歸依十因』等の三本では、第一条最初の「灌頂經」の引用の後に付く。その「灌頂經」の引用文は「…此舍利者、雖如麻米^ノ、各有^二威神^一矣^ヲ」(西教寺藏本)として終わるが、注の末尾の「能^ク施^ス无作之威神^ヲ」はこの經文の「威神」に対応しており、『舍利歸依十因』等の三本での「灌頂經」の經文のすぐ後に注が付く形が、本来の位置と考えられる。

特に注目すべきは、金剛三昧院藏『舍利』の、『舍利發願』相当部分に、

「凡如来滅後、此世界ノ中ニ都テ無シ一物トシテ及之ニ似ル之ニ、
鉢用微妙^{ニシテ}、能施^{ニス}无作之威神^ヲ」(144～145行目。行数は
前稿に拠る)

とある記事と重なる点である。しかも、この「鉢用」の語の前に、称名寺藏『舍利發願』では、「性□□□^{ニシテ}永離有為妄染^ニ」花園大学今津文庫藏『上人御草等』の『舍利發願』相当部分では、「性淨円明^{ニシテ}永^ク離有為妄染^ヲ」の記事が入る形となっており、金剛三昧院藏『舍利』において脱落した本来の記事の可能性がある。この本文を続けて読むと、第一条の灌頂經の注「性淨円明^{ニシテ}、永^ク離有為之妄染^ヲ、鉢用微妙^{ニシテ}、能^ク施^ス无作之威神^ヲ」と一致する。

称名寺藏『舍利發願』は、『春日御本地尺』『社頭發願』『法華転読發願』と共に四帖で一結をなす粘葉装で、いずれも表紙に「笠置上人」と書かれており、『法華転読發願』に建仁三年(一二〇三)八月の貞慶の本奥書があること、及び貞慶撰述の講式・願文等を集成した今津文庫藏『上人御草等』の内容構成からも、『舍利發願』は貞慶真撰と考えられる。その記事の一部を「私云」として記すのは、貞慶自身と考えるのが自然であろう。

▼第三条「除病攘災故」の注

第三条の注については、金沢北条氏の菩提寺・称名寺で正月の七日八座の舍利講会に用いられた舍利講式のうち、第二座で用いられたと推測されている三段式の舍利講式（前欠の称名寺聖教、鎌倉末期写）の中に、ほぼ同文を見出すことができる。即ち、三段式の第二段に

「仰願ハ、舍利放^テ大光明^一、雨^ニ諸^ノ珍宝^ヲ、国土安穩^{ニシテ}、
福恵増長^シ、令^{シテ}修行^ノ人^一、遠^ニ離^シ障難^一、精進勇猛^{ニシテ}、
修^ニ習^シ三学^ヲ、寺塔教法^{ヲシテ}善神擁護^{セシ}」^{*}

とある箇所、「福徳」が「福恵」となっている以外は同様である。後述するように、第七条「發菩提心故」の注にも、この三段式舍利講式の第一段に近似した本文が確認できる。この称名寺の正月の七日八座の舍利講会については、称名寺聖教中に「七日七座舍利講伽陀^他」という横本が伝わっており、第四座（第三日）では明恵作の三段式の講式、第八座（第七日）では貞慶作の五段式の講式が用いられたと考えられる。第二座の三段式の講式の作者は不明だが、『舍利勸文』第三条「除病攘災故」及び第七条「發菩提心故」の注との本文の対応は、本講式の作者を考える上でも、大きな手がかりになるう。

▼第四条「示現神變故」の注

第四条には、「菩薩處胎經云」「善見律云」として始まる二種の經文抄出があるが、後者は金剛三昧院藏『舍利』には見えない（『白版大木A B西善十』にはいずれも「善見律云」の引用がある）。そして、「只非一粒之碎身^{ノミ}、可言^ニ万德之全^ト」という注は、「菩薩處胎經云」として引かれる經文

「如來舍利反化無方^{ナリ}、或為碎身^ト、或為全身^ト……」（金剛三昧院藏本では「反化」を「變化」とする）

の内容に、特に対応している。また、金剛三昧院藏『舍利』のIV「仏舍利隨身事」に

「但見^テ如^ニ芥子^一勿謂碎身^ニ、此是如來^一全身也、我若可見佛身^一者、此一粒即可^下備相好^上說^中教法^上」（146～147行目）とある記事とも関わっていよう。

▼第六条「拔苦滅罪故」の注

第六条には、「蓮花面經云」「或真言經云」として始まる二種の經文引用があり、前者には「拔苦与樂」、後者には「罪障消滅」の語が含まれている点、標題と対応している。注の中に、「世

尊ノ舍利反^{シテ}成^ニ「生身」ト、往來六趣^ニ、濟度ス彼類^ヲ」とある記事に注意しておきたい。ここで「往來六趣^ニ」とある点は、貞慶の三段の『誓願舍利講式』の二段目に、

「^ニ願ハ依^テ舍利ノ威力^ニ濟度^{セム}衆生^ヲ、（中略）、仰願ハ、舍利往來^{シテ}十方^ニ、經歷^{シテ}六趣^ニ、隨^レ機施^シ益^ヲ、皆導^ミ菩提^ニ、三途八難離^レ苦得^レ樂、發心修行^{シテ}當^ニ得^ニ解脫^一矣」

とある記事を想起させる。この第二段では、多生における父母や師友の恩の深さが述べられており、六趣に転生している父母や師友を舍利が救済するよう、願っている。こうした舍利による父母師友等の救済については、金剛三昧院藏『舍利』にも、

「又若父母師友等隨^ニ在^{セハ}惡趣^ニ、知^{ラム}其重苦^ニ、濟度失^ム力^一、如此之時、深乞加被^一、願放大光明^一、出大梵音^一、強要隨宜^ニ、示種々ノ相^ヲ」(166～167行目)

と述べられている。この後半部分は、第六条の注の「濟度ス彼類^ヲ、金光照耀^シ、法音演出^{セン}」という記事とも内容的に通じている。

▼第七条「發菩提心故」の注

第七条は「悲花経云」とされる経文と注のみで、注について

は、先述した称名寺の正月の七日八座の舍利講会に用いられた三段式の舍利講式の第一段に、近似した本文が確認できる。第一段は、「第一依舍利ノ加被^ニ、早ク發^ト菩提心^ヲ者」として始まるが、第一段の終わり近くに、

「仰願^キ如來ノ舍利加被^{シテ}冥^ヲ、勸^ニ發^シ我^ガ心^ヲ、若シハ眼^{コノ}前^ヘ、若シハ夢^ノ中^ニ、願^{クハ}現^シ神變^ヲ、願^{クハ}示^テ出要^ヲ、令^{シテ}我^ヲ忽^ニ發^ニ廣大ノ勝解清淨ノ信心^ヲ、依^テ之^ニ發^シ四弘誓^{シメテ}、能^ク滿^シ六波羅密^ヲ、願行不朽^一、至^{ラン}不退転^ニ」[＊]

とある。西教寺藏本の「菩提心」を「我^ガ心」、「神反」を「神變」とするのは【白版大木A B善】と同様であり、「必發^シ四弘誓願^一」の「必」を欠くのも【白版大木A B善】と同様である。「三聚淨戒」を「六波羅密」とする点だけ、この舍利講式の独自の点だが、他はほぼ一致している。

また、貞慶の『誓願舍利講式』の第一段も、「^ニ願ハ依^テ舍利ノ加被^ニ、早^{ハヤク}發^{サン}菩提心^ヲ」として始まり、以下のように舍利が衆生の菩提心を發さしめることや、舍利の神變に言及しており、文言は異なるが趣旨は通じている。

「仏ノ本願^ニ云、我^レ涅槃^ノ後^デ、舍利變化、令^三所化ノ衆生^ヲ發^ニ菩提心^ヲ、（中略）、彼ノ仏ノ舍利、為^ノ我等^一故^ニ作^シ種々

ノ神変^一ヲ是^ニ故ニ我等發^テ菩提心^ヲ、今至^{レリト}解脱^{云々}、(中略)、
仰願^ハ如来^ノ本願不^レ違^一現^シ大神変^ヲ、催^メ我^カ信心^一ヲ、深^ク垂^テ
加被^ヲ、令^メ玉^ヘ發^サ眞實堅固^ノ道心^ヲ矣^ハ」

▼第八条「隨身得益故」の注

第八条には「宝悉陀羅尼經」(金剛三昧院藏『舍利』では「寶悉陀羅尼經」)の經文引用と注がある。西教寺藏本は標題を「隨身得益故」とするが、金剛三昧院藏本のように「隨身得益故」とあるのが本来であろう。

a の「如来ノ色身ハ世間无等^{キモ}」については、『白宝抄』駄都勘文では末尾を「無與等」としており、『勝鬘經』の「如来妙色身、世間無与等^{*10}」に由来するのであろう。

b では、その如来の舍利(金剛駄都)に遇うことの難しさを述べる。「希有難遇^{ナリ}、億劫^ニ一^ヒ得^{タリ}」の淵源は、『法華經』序品の「諸仏甚難値、億劫時一遇^{*11}」にあるが、貞慶の『愚迷發心集』にも「億劫に一たび説きたまひし釈尊の教法」という表現がある。^{*12}

c の「佛ハ三界之慈父、我ハ是如来之愛子^{ナリ}」は、貞慶の「發心講式」が『法華經』譬喻品の偈(「誓願舍利講式」等にも引

用あり)や『大般涅槃經』卷第三十の偈を引きながら、次のように述べる内容とも通じる記事である。

「仏言、今此三界皆是我^カ有^{ナリ}、其中ノ衆生ハ悉是吾^カ子^{ナリ}、如来ハ能^ク教^{ヘテ}令^フ二^一修習、猶^シ如^ニ慈父ノ愛^{スル}カ一子^ヲ」^{*13}

d の「五道ノ貧里ニ捨^レ父逃逝^ス」は、『法華經』信解品の長者窮子の話に由来する。幼い頃に父を捨てて久しく他国に住していた息子が、五十年後、困窮して、たまたま長者の父の家に來るが、父の威嚴や邸宅の莊嚴に恐れをなして貧里に立ち去る。しかし、父は子を呼び戻してその家で働かせ、死の直前に親子であることを明かし、財産を譲る話である。この注では、信解品の譬喻譚を、慈父としての仏と、その愛子としての衆生の關係に重ね、仏の遺骨の舍利を見て、その恩恵を再認識すること、舍利に親近する意義をeの記事にかけて述べている。

f の「我^レ向^ハ二中有之聞^ニ、放^ラ光^ヲ示^セ路^ヲ」という記事は、金剛三昧院藏『舍利』のIV『舍利發願』相当部に、「願臨終ノ前^ニ舍利顯現^{シマ}、示^ム其道路^ニ」(171行目)という記事に通じる内容である。

g は、貞慶の『誓願舍利講式』の第三段にみえる次の記事と表現が近い。^{*14}

「又向^レ中有^{ヤミニ}闇^ニ、詣^セハ閻魔^ノ庁^ニ、放^レ光^ヲ現^{シテ}身^ヲ、慰^{イユ}諭^ス我^ヲ心^ヲ、若^ハ宿母胎^ニ、若^ハ入^{ルトモ}三途^ニ、与^ニ我^レ往來^{シテ}須臾^モ勿^レ離^ル、コト」

これは、gの「詣^ハ閻王之宮^ニ」、「我若^ハ託^ハ母胎^ニ」、「我若^ハ入^ハ三途^ニ、舍利^モ共^ニ入^シ」、「如影^ノ随^レ形^ニ利那^モ勿^レ離^{コト}」に相当する表現とみてよいだろう。『誓願舍利講式』では、この記事の少し後に

「願^ハ於來世恒沙劫、念々不捨^ハ天人師、如影随形不暫離、晝夜勤修於種智」

という『大乘本生心地觀經』巻第一に基づく伽陀があるが、この伽陀は貞慶の『欣求靈山講式』にもみえる。また、金剛三昧院藏『舍利』でも、十条分の記事の後のⅢの部分で、「私誓願云」「次不空礼」「発願云」とした記事に続き、「心地觀經云」として示されている（初句「願我來世恒沙劫」。130～132行目）。gで「如影^ノ随^レ形^ニ利那^モ勿^レ離^{コト}」とあるのは、この心地觀經の偈とも関わる表現で、eの「恒時^ニ親近^{シテ}須臾^モ不離^{コト}」と共に、「隨身得益故」の「隨身」を示す表現でもある。

また、gの内容は、金剛三昧院藏『舍利』のⅢの「私誓願云」に、「我心設着五欲妄境、我身墮^道三隨苦器、勿厭垢穢、如影

隨逐、宜顯施益、遂導淨土、住不退地乃至等覺、不離本師」
(121～123行目)

とみえる内容とも密接に関わっている。

hでは、我が身の八万の毛孔の一つ一つに九億の虫がいることとにふれ、舍利がもし我が身を照らすならば、まずその虫類を済度するようにという願いが述べられる。金剛三昧院藏『舍利』のⅢの「私誓願」でも

「近從我身八万戸虫、遠至三有無邊衆生、常觸其光、離苦得樂、漸滅罪障、發菩提心」(115・116行目)

と身中の虫の救済に言及している。また、貞慶の『愚迷発心集』に、

「いかに況んや、八万四千の毛孔、一戸に九億の虫類あり。我に属して沈淪して、出離の期を知らず。我もし浮むことあらば、彼もまた浮むべし。その面の迷ひを思ふ^{*15}ごとに、ただわが念念の肝を摧く」

とある記事も想起されるところである。そして、iにおいて、我が迷闇を照らし、我が罪垢を洗ぎ、我が身の臭穢を払い、熱悩を除く仏と舍利の利益が説かれ、広大なる仏力が讃えられる。

▼第十条「證得菩提故」の「阿含經」經文の注

第十条の最初の「阿含經云、於^レ如来^ノ舍利^ニ、一^ヒ興^シ供養者、千反得生^レ天、最後證^シ涅槃^ニ」という經文に対する注で、「千反得生^レ天」を特に、弥勒の淨土、都率天への希求に結び付けている。貞慶の弥勒信仰はよく知られているが、舍利と弥勒信仰との関わりを、金剛三昧院藏『舍利』の中で確認すると、Ⅲの「私誓願」の中に、

「必詣都率、奉仕弥勒、決定值遇、釋迦舍利、如仕生身」

(118・119行目)

という一節があり、Ⅳ仏舍利隨身事(『舍利發願』相当部)にも、

「又、弥勒下生龍花三會導、決定^{シテ}令^ム詣佛前^一、見佛聞法、

為願望^ノ最^ニ矣^一」(172・173行目)

という記事を見出すことができる。

なお、ここで「阿含經」とされる經文については、『阿毘達磨俱舍論』巻第八に「令無量人及諸異類、一興供養、千返生天、及証解脫^{*16}」という類似表現を含む一節があるが、『俱舍論』では舍利に関する句ではない。ただし、澄觀の『大方広弘華嚴經疏演義鈔』巻十七・二十三・三十五では、舍利に関して「一興供養、千返生天^{*17}」としている。

貞慶との関係では、貞慶撰とされる一段式『舍利講式』の中にも、「一^ヒ興^{セハ}供養^ヲ、千反生^シ天^ニ、永^ク離^レ惡趣之苦^ヲ、遂^ニ入^ル菩提之道^ニ」という一節がある^{*18}。また、龍谷大学図書館蔵『諸講式集^{*19}』の末尾(十番目)に貞慶作として収められた「舍利講式」に、

「…法華經云、諸佛滅度已、供養舍利者、如是諸人等、皆已成佛道云々、嗚呼、千遍生天之報快樂雖多、以九品蓮臺之夢、我所聖也」

とあるのも、この經文を前提とした表現であろう。

▼第十条「證得菩提故」の末尾の注

第十条は、西教寺藏本では、「阿含經」「大般若經」「悲華經」「法華經」の經典を典拠として經文を挙げた後、「我般涅槃後、能^ク供養^{セハ}舍利^一、獲^ニ得^テ舍利^ノ身^ヲ、濟^ニ度^ヲ諸^ノ郡生^ヲ」^(附)とあり(【白版】では「塔像經」)、【大A B 善】では「浴像經」を典拠に挙げる經文、「功能私云」とする注が続く。金剛三昧院藏『舍利』では、大般若經と「我般涅槃後…」以下の句がないが、『白宝抄』駄都勘文には両者とも確認できるから、この形態は少なくとも鎌倉後期まで遡る。この注のみ「功能私云」として

始まっているが、西教寺蔵本以外では、他の注と同じく「私云」として記されている。

注は、これら五つの経文の特定の記事と特に関わるような内容ではないが、「破三有」とする点は「證得菩提」に関わる内容である。なお、「證得菩提」の標題は、「悲華經云」とする引用末尾の「皆悉證得三乗／菩提」から取ったものと考えられる。

五、『舍利歸依十因』等の構成の検討

—金剛三昧院蔵本との比較

西教寺蔵『舍利歸依十因』や善通寺蔵『舍利皈依十因并功德事』には、「舍利勘文」の題を持つ諸本に対応する内容の後にも記事が続いており、その中にも「私云」等で始まる注が幾つかある。『白宝抄』駄都勘文にも相当する記事があることから、これらの記事も、鎌倉後期以前に遡ることは明らかである。また、「南北朝時代」写の金剛三昧院蔵『舍利』には、注は付いていないものの、経文等の構成の比較によって、『舍利勘文』の注についても、その古態を幾分かは推測することができる。

まず、西教寺蔵『舍利歸依十因』では、十因（十条）分の经文引用と注の後に、次のように記事が続いている。便宜上、数字を振って整理し、金剛三昧院蔵『舍利』に対応する記事があるものに◎を付した（ただし、本文には異同がある）。

▼西教寺蔵本の十因分の经文以降の記事構成

◎1、重誓願（誓願私）

「重誓願云 誓願私云／願從今身 尽未來際…乃至等覺／不離本師」

◎2、江南燈心寺礼舍利詞（いわゆる不空舍利礼）

「江南燈心寺礼舍利詞／一心頂礼 万徳円満 釈迦如来

…今將頂礼」

3、「南无尺迦如来遺身舍利生々世々值遇頂戴^三」

◎4、発願

「發願云／皈命頂礼 一切三寶 我等弟子…自他同證无上菩提」

◎5、「四弘誓願^{如常}」 *この下に「私云」とあり、6に接続

する語か。

6、四句偈

「唯願三寶垂加護 令我常念釈迦尊 前念力故後増進 必
得成就生佛前」

◎7、釈迦宝号

「釈迦宝号数遍、任意可有観念」

8、「花ム^(戴)経云、又放光明 名見佛寺^文」

9、私注

「私云、泣唱^フ大悲之名^ヲ、…一心不乱稱名号^也」

◎10、心地観経の偈と釈迦帰依の礼文

「心地観経云、願於来世恒沙劫等^文」

「南大恩教主尺迦如来生々世々親近奉仕^(南無カ)」

◎11、「神分 祈願 六種廻向 合殺 後唄」

12、「阿含経」・「小法滅盡経」「寶梁経」「悲花経」「涅槃後分

遺教品」の句

12-1、「阿含経云、若有^テ衆生^ニ、不^{シテ}得舍利^一…」

12-2、「小法滅盡経云、若人末代、於^{ニテ}佛舍利^一生^シ疑

…」

12-3、「寶梁経云、有^レ人无慙破戒身^一…」

12-4、「悲花経中云、若有衆生聞^レ舍利名^一…」

12-5、「涅槃後分遺教品云、阿難曰佛言…」

13、虚空蔵寺舍利

「虚空蔵寺舍利／和州古京之南虚空蔵寺之側…」

◎14、「唯留舍利恩」

◎14-1、「法花経云、衆见我滅度…」

14-2、私注 【白西善十】に当該記事あり

「私云、我等自弁^ハ善惡^ヲ…況於本師釈尊妙果功德哉」

◎14-3、「涅槃経云、佛告四衆^ニ、汝莫^ニ愁惱^一…」

◎14-4、「大般若経云、以^テ金剛喻三摩地^ノ力^一…」

◎14-5、「羅摩伽経云、為度^ニ虚偽薄福^ノ衆生^一…」

◎14-6、「寶積経云、於未来世後五百歳^ニ…」

◎14-7、「持世経云、我昔^シ修行^{セシ}菩薩^ノ行^一時…」

◎14-8、「大悲経云、如来^ノ身者不可破壊^ス…」

14-9、私注 【西善十】に当該記事あり

「私云、法膚清^ク恩徳残^リ芳^シ…今方^ニ得^ニ親近^ルコト^ヲ…」

15、「釈迦隱本垂末事」

15-1、「玄賛云、蔵報身之實徳^ヲ…」

15-2、「悲花経云、我滅度後、於末法中、現大明神、廣

度衆生^文」

15-3、私注

「私云、既^ニ近^ニキズ 現在之化身^一、…欲^レ結^{ント}和光同塵之縁^ヲ文^一」

16、「恒^ニ可^レ拝見ス舍利^ヲ事^一」

「恒^ニ可^レ拝見ス舍利^ヲ事^一／涅槃經云、若見如来舍利…即是見^{ナリ}僧^ヲ文^一」

17、「遺身舍利記」

「遺身舍利記／入涅槃處七寶蓮花寺…」

18、天王寺舍利

「天王寺舍利^ハコノムラ傍^ニシヤリム寺^ト云所^ニ…」

19、「真偽難知事」

「真偽難知事／造佛開眼…」

20、「志求有驗事」

「志求有驗事／相州^ノ供道^ノ舍利^ハ…」

1～11は舍利を奉じた法会の次第で、それ以外は經文の抄出と注が中心だが、13や17～20は説話的な記事である。18の末尾に「此十因^ハ解脱上人作^云」と撰者の貞慶にふれていることから考えると、本書の内容としては18までで一区切りで、少なくとも19・20は増補された記事と推測される。また、その前の18

も片仮名主体であり、他の記事の漢文とは文体が異なる点がある。

ただし、説話的な記事の中でも、13の「虚空藏寺舍利」は、『溪嵐拾葉集』巻十一に「虚空藏寺舍利事」として引かれる説話とも対応する本文で、『溪嵐拾葉集』の記事の末尾にも「解脱上人筆云云」とある。そして、表紙に銀阿の署名を持つ称名寺聖教『舍利要文』（一二九函一二、折本一帖、弘安元年写）の中にも、
「異砂記 解脱上人」として対応する本文があることから、
弘安元年（一二七八）の段階で、貞慶によるものとして舍利関係經文と共に享受されていたことが確認できる。

1・2・4・5・7・10・11の内容は、金剛三昧院藏『舍利』のⅢの部分に（若干の異同はあるものの）ほぼ相当する。金剛三昧院藏『舍利』では、「證得菩提故」の經文が法花經までで終わった後、西教寺藏本の1に相当する内容が「私誓願云」としてあり、続いて2に相当する舍利札が入り（ただし「次不空札」とのみ記載）、4・5に相当する発願・四弘誓願が入る（ただし5は「次四弘」とのみ記載）。その次に7に相当する「次尺迦寶号〔可有観念〕」という記事があり、10に相当する心地観經の偈と「南無大恩教主尺迦如来、生々世々親近奉仕〔三反〕」

の礼文を挟んで、11は「神分」以下同文である。金剛三昧院蔵本はこの後、『舍利発願』に相当する部分(Ⅳ)が続く。

また、『白宝抄』駄都勘文には、西教寺蔵本の1・2・7・9・10・11に相当する内容がある。「證得菩提故」の標題を欠くものの、その末尾の注「私云、此是如来最上無漏種子所生……濟度諸群生^文」の次に、西教寺蔵本の1に相当する内容が「私重誓願云」として続き、2に相当する「不空三藏訳一心頂礼万徳円満等讃嘆〈可有／之〉」という記事があり、7に相当する「釈迦宝号〈数遍任心／可有観念〉」が入り、10に相当する心地観經の偈と「南無帰命頂礼大恩教主釈迦牟尼如来生々世々值遇頂戴〈三反〉」という礼文を挟んで(傍線部は異同箇所)、11の「神分」以下がある(末尾は「後唄等」)。

記事の出入りや省略・増補はあるものの、金剛三昧院蔵『舍利』のⅢを基準に考えれば、11までの内容は舍利を奉安して行う法会の次第を示したもので、舍利関係經文の抄出とも密接に関わっていたと考えられる。このうち3の礼文は、金剛三昧院蔵『舍利』Ⅳの『舍利発願』相当部分にも同文がみえるが、貞慶撰とされる一段式『舍利講式』や『誓願舍利講式』にも同文が確認できる。4の発願文の一部については、貞慶の『春日大

明神発願文』の記事に同文が含まれることを、前稿において金剛三昧院蔵本を用いて指摘した。また、6の四句偈は、金剛三昧院蔵本にはみえず、広く流通した形跡も見出せない一方で、貞慶周辺で用いられた句であることが確認できる。それは丹波入道(藤原盛実)が施主となって正治元年(一一九九)に造立された、京都・峯定寺の釈迦如来立像の造像時の納入品の六枚の樹葉(菩提樹葉か)のうちの三枚に、同じ四句偈が墨書されているからである。^{*21} それぞれ、𑖀𑖦𑖫𑖞、見阿弥陀𑖀𑖦𑖫𑖞、牟尼阿弥陀仏が結縁のために記した樹葉で、牟尼阿弥陀仏の記した葉では釈迦如来の五百大願にふれている点なども注目される。この釈迦如来立像には、五輪塔形舍利塔や宝篋印陀羅尼、梵文陀羅尼、樹葉等と共に、貞慶自筆の『解深密經』と結縁文が納入されていることが知られる。野村卓美氏は、この貞慶の結縁文の冒頭や樹葉の一部に四弘誓願が記されており、貞慶は他の著作でも四弘誓願に言及していること、他の納入品にも貞慶周辺人物の名が確認でき、納入品に貞慶の著述と関わる記事も認められることなどを指摘している。^{*22} 6の四句偈が5の四弘誓願に続く点も含めて注意されるのである。

そして、10では『大乘本生心地観經』の偈句を引くが、貞慶

は『誓願舍利講式』『欣求靈山講式』でも同様の句を伽陀としており、『誓願舍利講式』はこれに「願以此功德……」の廻向伽陀が続き、3と同文の「南無釈迦如來遺身舍利生々世々値遇頂戴」の礼文で締め括られる。心地観經については、建久九年（一九八）に造立供養された笠置寺十三重塔に、仏舍利、大般若經、法華經と共に心地観經が納入されていることにも注意しておきたい（同年十一月七日付貞慶願文）。3に類似した10の礼文も、貞慶の五段式『舍利講式』に「南無大恩教主釈迦牟尼如來生々世々値遇頂戴」という類似句が確認できる。こうしてみると、11までの次第は、貞慶の釈迦・舍利信仰と深く関わる内容と言える。西教寺藏本の9の注は、これらの次第の中に挿入されている。

『白宝抄』駄都勘文では、この後に「大師御記云……」[舍利功能]「仏舍利宝珠同体事」「舍利即菩提心体事」等の記事が続き、それらの一部にも「私云」等で始まる注が付いている。しかし、『仏舍利宝珠同体事』以下の記事の一部分は、東寺宝菩提院藏の道範の奥書を持つ『舍利要文』の記事と対応するという清水宥聖氏の指摘をニールス・グェルベルク氏が紹介しており、『白宝抄』では源を異にする複数の本文が結合された可能性がある。^{*23}

また、『白宝抄』駄都勘文の後半にみえる注記の中で、空体房錢也（一一四九―一二三〇）に言及している記事があるが、錢也について「取_二出室生山之仏舍利_一之上人」として言及しているから、少なくとも、錢也による室生山の舍利盗掘があつた建久二年（一一九二）六月以降の注記とみられる。錢也のような僧侶の固有名を出すのも、『舍利勘文』の十条分に施された注とは異質である。こうした点をふまえ、本稿では『白宝抄』駄都勘文の後半の注は除いて考えることにする。

次に、西教寺藏本の14の「唯留舍利恩」として始まる経文抄出については、『舍利勘文』の寛文十年刊本や第二節で（3）に挙げた「舍利勘文」の題を持つ諸本と比較した限りでは、一見、増補された記事のようにみえる。しかし、この14の部分は、金剛三昧院藏『舍利』の冒頭に「遺留舍利恩」として「法花經」以下の八本の經典を典拠として挙げる経文にほぼ対応する。金剛三昧院藏『舍利』では、「法花經」と「涅槃經」を典拠として経文を引いた後、「最勝王經云」として引く経文があり、これのみ西教寺藏本にはみえないが、続いて「大般若經」「羅摩伽經」「寶積經」「持世經」「大悲經」を典拠として挙げられて

いる経文は、西教寺蔵本に対応する。

一方、普通寺蔵『舍利飯依十因并功德事』は、金剛三昧院蔵『舍利』のⅢの部分に対応する次第はないが、第十条の「浴像経」を典拠とする経文に「私云」として注を入れた後、そのまま次のような経文抄出が続く（「私云」「又云」等の記事は、経文に対して低一格で、合点を打って記されている）。連続して経文が続くので、普通寺蔵本だけを見る限りでは、以下のaからoまでの経文も第十条に含まれるかのようにみえるが、そうではないことが他伝本との比較からわかる。^{*25}そこで、西教寺蔵本、金剛三昧院蔵本（略号【金】）との対応関係を併せて示しておく（なお、対応する経文でも、本文には幾分か異同がある）。

▼普通寺蔵本の十因分の経文以降の記事構成と【西】【金】の対応

a 「法華経云…」	【西】 14-1	【金】 2・3行目に対応
b 「私云」注記	【西】 14-2	
c 「又云…」注記	【西】 にナシ。	
d 「涅槃経云…」	【西】 14-3	【金】 4・5行目に対応
e 「最勝王経云…」	【西】 にナシ。	【金】 6・7行目に対応

（【西】では、この間に14-4「大般若経云…」が入る。【金】8-10行目に対応。）

f 「維摩伽経云…」	【西】 14-5	【金】 行目に対応
g 「宝積経云…」	【西】 14-6	【金】 13-16行目に対応
h 「救世経云…」	【西】 14-7	【金】 17-19行目に対応
i 「私云…」注記	【西】 にナシ。	
j 「大悲経云…」	【西】 14-8	【金】 20-23行目に対応
k 「私云」注記	【西】 14-9	

l 「阿含経云…」

【西】 12-1	*以下【金】に対応記事
----------	-------------

ナシ。

m 「正法滅盡経云…」

【西】 12-2	
----------	--

n 「宝梁経云…」

【西】 12-3	
----------	--

o 「或秘教中…」

【西】 にナシ。	
----------	--

（この後に「二舍利功德事」以下の六箇条が続くが、「舍利飯依十因」とは別。）

* hの「救世経」、【西】【金】では「持世経」とするが、引用本文はほぼ対応する。

この後に「解説上人御草云」とあり、さらに「一舍利功德事」以下、「二」から「六」までの六箇条の記事が続く。この構成からは、書写者には「或秘教中……」の記事までが貞慶の撰述と認識されていることになる（「舍利皈依十因并功德事」という目録題や、各標題に振られた番号も、「舍利皈依十因」と、その後の六箇条を区別した形となっている）。

このaからkまでの記事のうち、行頭を下げて示したb・c・i・kの注を除くと、金剛三昧院蔵『舍利』のIに八本の經典を典拠として挙げられる經文のうち「大般若經」を除く7本の經典の引用に対応し、順序も一致する。そして、その「大般若經」を典拠とする經文も、西教寺蔵本では、eとfの間に引かれており、これは普通寺本での脱落と考えられる。高野山三寶院文庫蔵『舍利十因』は、經文自体には脱落が多いものの、十因分の經文に続いて、普通寺蔵本のaからoまでの全てに対応する記事があり、普通寺蔵本のeとfの間に相当する箇所に「大般若經」の經文が備わっているからである。なお、「大般若經」の經文は、金剛三昧院蔵本のIにみえるだけでなく、IV「仏舎利隨身事」（舍利發願）にも「大般若經云、以深廣大悲神力ヲ、加持護念（トヘリ）」と言及されており、このこと自体、『舍利

發願』相当部とIの經文類の相關を物語っている。

一方で西教寺蔵本では、普通寺蔵本のe「最勝王經」の經文や、c・iの注が欠けているが、これらを総合して考えることで、金剛三昧院蔵本のような本文に注が施された当初の形に近くことができるのではないだろうか。

これらを併せてみると、金剛三昧院蔵本のIの部分（遺留舍利恩」に関わる八つの經文）を、IIの部分（『舍利勘文』寛文十年刊本等の注を除いた經文部分に相当）の後、もしくはIIIの部分（法会次第）の後に移したような形の本文に対して、注が付されたと考えるのが自然である。西教寺蔵本の9や15・3の注も一連のものと仮定すれば、金剛三昧院蔵本のIの部分でIIIの後に移し、金剛三昧院蔵本のような本文に少し經文等の増補を加えたテキストに対して、注が付されたということになるうか。

その背景を考える際、金剛三昧院蔵本には「舍利勘文」の題がなく、「護持福德故」等の標題に番号も付されていない点がある参考になるう。「舍利勘文」という題は、經文抄出だけでなく、それに注も施された内容にふさわしい題である。冒頭のI「遺留舍利恩」は、標題として末尾に「故」が付されていない点で、

Ⅱの「護持福德故」以下とは区別されているが、「護持福德故」以下の経文と同じ様な形式で、テーマに沿って経文を挙げている点が変わらない。この金剛三昧院藏本の形が古態とすれば、標題の末尾に番号も付す『舍利婦依十因』のように、十箇条での整理を強調する形で編集された際、この「遺留舍利恩」が後にまわされた可能性はあろう。また、経文を列挙するⅠ・Ⅱと、法会次第のⅢは性格が異なることから、普通寺藏本のようにⅢに相当する部分を脱落させた伝本が生まれることも不思議ではない。

金剛三昧院藏本のⅠの部分に存在する経文に対して付された、西教寺藏本の14-2、14-9、普通寺藏本のb、c、i、kの注は、金剛三昧院藏本のⅡの部分に存在する経文に対して付された注(第三節に挙げた注)と同様に付された一連のものと推測される。この点は、西教寺藏本の14-9【善】kに相当が貞慶撰とされる一段式『舍利講式』の本文の一部に、また、普通寺藏本c・iの注が貞慶撰の五段式『舍利講式』の本文の一部に対応することなどからも補強できる(次節で後述)。金剛三昧院藏本のⅢに相当する法会次第に挿入された、西教寺藏本の9の注も、これに準じて考えることができよう。西教寺藏

本の15-3の注については、「釈迦隱本垂未事」に引かれる経文が金剛三昧院藏本にはみえないものの、これまでみてきた他の注に比べて、特に異質な点も伺えない。そこで、次章でこれから六箇所の注について本文を紹介し、検討したい。

六、「舍利勘文」の題を持つ諸本にはみえない注

前節では、西教寺藏本・普通寺藏本を中心に構成を確認し、「舍利勘文」の題を持つ諸本にはみえない六箇所の注の位置を示した。これらの注の一部は、『白宝抄』駄都勘文や高野山三寶院文庫藏『舍利十因』にもみえる。それらも含めて、以下に本文と校異を示し、内容を検討する。

▼「法花経云、衆见我滅度……」に対する注①【西】14-2、

【善】b、【白】、【十一】

【西】

私云、我等自弁^ヘ善惡^ヲ、聊信^ス因果^ヲ、悠々^{タル}苦海^ニ、適得^リ般若^ヲ、皆是^ニ釈迦大師ノ善巧^ノ之力也、毎^ニ思^{フニ}恩德^ヲ、戀慕難休、化身是末也、報身是本也、末^ハ不^レ離^レ本故、撰末歸本、此化身

舍利、即報身妙鉢也、色身是境也、智是只上、境不離心故、撰境從心、舍利即佛心也、有為是相用也、無為彼真性也、相不離性故、撰相歸性、此舍利即妙法身也、三身不離功德圓滿、十方淨土猶此一粒之中^ニアリ、一切賢聖不出此一法外、況於本師釈尊妙果功德哉、

〔校異〕 *〔白〕は「化身是末也」以下のみ対応する記事がある。

我等ーナシ〔善十〕 適ー遇〔十〕 是ーナシ〔白〕 撰ー接〔白十〕 即ーナシ〔白〕 妙鉢也、色身是境ーナシ〔十〕 色ー吾〔白〕 境也ー境〔善〕 智是只上ー智亦是心也〔白〕 智品^ハ是^レ心^也

也〔善〕、智品^ハ是^レ心〔十〕 心ーナシ〔十〕 撰境從心ー接境從心〔白〕、接^レ境妙鉢也色身是境心不^レ離^レ境故〔十〕 佛心也ー佛^也也^{異本} 是即仏心也〔善〕 相ーナシ〔十〕 撰ー接〔白

十〕 歸性ー歸^レニ〔十〕 妙ー真如〔白善〕、真妙〔十〕 也ー也〔善〕 此ー接此〔白〕撰^ニ〔善〕、如^シ〔十〕 之ーナシ〔白〕、一一〔十〕 一法ー一法之〔白善〕 況ー況〔十〕 釈尊ー釋迦尊〔白〕 妙果ー因果^ノ〔白善十〕 哉ー乎〔白善十〕

〔西〕「法花經云、衆見我滅度、廣供養舍利、咸皆懷戀慕、而

生渴仰心^ヲ」（如來寿命品の偈句）に対する注。西教寺藏本と善通寺藏本の対応関係は、前節で示した通りで、高野山三寶院文庫藏本（十）でも善通寺藏本と同じく十因分の經文のすぐ後に続く記事である。『白宝抄』駄都勘文では、金剛三昧院藏本のⅢにあたる法会次第の後、「大師御記云」として始まる記事があり、改行して「舍利功能」と標題を付し、「化身是末也」以下の記事があり、それに続く「又法華經有十七名之中……」以下の記事は、善通寺本^〇に続く「舍利功德事」に対応記事がある。

この注については、龍谷大学図書館蔵『諸講式集』に収められた十の講式のうち、七番目の「舍利講式」の「表白等」に近似した記事が確認できる。この「表白等」は、

「敬白十方法界一切三寶而言、夫釋尊恩德廣大無邊、無量億劫^ニ誰能報謝、化緣有限、雖隔^ニ聖容於栴檀之煙^一、大

悲無究而留^ニ遺骨於末法之今^一」
として始まるが、これに続く次の記事が、私注に近似している。西教寺藏本と相違する部分に傍線を引いたが、これらの多くは善通寺藏本に一致する。

「凡化身、是末也、報身、是本也、末^ハ不^レ離^レ本^ハ故、攝末歸本^{スレハ}、此化身舍利、即報身、妙鉢也、色身、是境也、智品是

心也、境不^レ離^レ心、攝境從心^{スレハ}舍利即佛心也、有為^ハ是相用也、無為^ハ彼^ノ真性也、相不^レ離^レ性故、攝相歸性、此舍利即真如法身也、三身不離万徳円満^ス、十方淨土猶攝^{マリ}此一粒^ノ中、一切賢聖不出^ニ此一法外^一、況於本師釋尊因果功德^乎、

講式では、「仍須^ク致渴仰弥期引攝、伏願世尊哀愍納受矣」以下の記事が続き、その後の伽陀は「衆見我滅度、廣供養舍利、咸皆懷戀慕、而生渴仰心」、つまりこの法華經の經文から始まっている。

▼「法花經云、衆見我滅度……」に対する注②【善】c、【十】

【善】*前掲①の注の後、改行して合点を打ち、この注が続く。

又云、此^{レハ}是^レ成所作智^ノ之所變、此^{レハ}是^レ最上無漏之現形、三身非^ス一異^ニ、法性既^ニ顯^ル白玉之色^ニ、万徳混^ス鉢用^ヲ、真智何^ニ隔^ル黄金^ノ之膚^一、諸仏^ノ境界、誠超^{ヘタリ}言議之路^ヲ、見聞覺知、須^レ生^ニ信敬之想^{ヒテ}、

〔校異〕

高野山三寶院文庫藏『舍利十因』でも、前の注に続く同様の

位置に該當記事があるが、「此^{レハ}」を「如」とし、「成所作智^ノ之」と「無漏^ノ」の「之」を欠く他、「現形」を「現形也」とし、その後の「三身非^ス一異^ニ」超^{ヘタリ}言議之路^ヲの記事が欠落している。

この注の本文は、貞慶の『舍利講式』（五段式）の第三段にほぼ同文を見出すことができる（傍線部）。

「第三^ニ嘆^{スト}末世^ノ神變^ヲ一者（中略）嗚呼^ア、血肉^{ニシテ}而非^ス血肉^一、故^ニ金剛^ノ之杵難^ニ摧^一、色相^{ニシテ}而異^ニ色相^一、故^ニ劫燒之火^モ無^シ燒^一、此^ハ是^レ成所作智^ノ之所變、此^ハ是^レ最上無漏^ノ之現形^{ナリ}、三身非^ス一異^ニ、法性既^ニ顯^ル白玉之色^ニ、万徳混^ス鉢用^ヲ、真智何^ニ隔^ル黄金^ノ之膚^一、諸仏^ノ境界、誠超^{ヘタリ}言議之路^ヲ、見聞覺知、須^レ生^ニ信敬之想^{ヒテ}、

仍唱伽陀^一、可行礼拝^一矣、
如來定智慧、依正而示現、
仏身及舍利、變化難思議、

南無大恩教主釈迦牟尼如來生々世々值遇頂戴^{*27}

この五段式『舍利講式』は、貞慶が唐招提寺で始めた釈迦念仏

会で用いられており、導入時期には議論があるが、釈迦念仏会

が始められた建仁三年（一一〇三）に近い時期に成立したものとされている。^{*26}

▼「救世經ニ云、我レ修ニ行スル菩薩ノ行一^一時^キ……」に対する注【善】
i、【十】

【善】

私云、摩騰法蘭来^二漢土^ニ之日、舍利昇^テ虛空^ニ、光^リ奪^フ日輪^ヲ一、上宮太子生^ニ玉^シ和國^ニ之時、手^ニ擧^レ舍利^ヲ一、唱^ス南無仏^ト一、其^レヨリ以降^{カタ}、諸宗ノ高僧、異域ノ神人、知^レ時ヲ将来シ、測^レ機ヲ傳受ス、日本一國帰依スルコト、尤モ盛ナリ、

【校異】

高野山三寶院文庫蔵本は「来^二漢土^ニ之日」の「日」を「之後」とし、そのまま「日本一國」以下に続いており、「舍利昇^ニ虛空^ニ」傳受^ス」までの記事が脱落している。

【善】「救世經ニ云、我^レ修ニ行スル菩薩ノ行一^一時^キ、所化ノ衆生、為^下隨^ニ難處^ニ、彼^レ欲^中スルガ拔濟セント故^ニ留^ム舍利^ヲ」に対する注。金剛三昧院蔵本や西教寺蔵本のように「持世經」とあ

るのが本来かと思うが、この経文は大正蔵第十四卷所収の『持世經』には見出せない。ただし、『覺禪鈔』卷第二百十八（舍利）に「持世經云」として近似した句を引く。

貞慶の『舍利講式』（五段式）の第二段「明舍利分布者」の中に、八国の諸王への舍利分布や阿育王の時の舍利流布について述べた後、次のような記事がある。

「摩騰法蘭来^シ漢土^ニ之日、舍利昇^レ虛^ラミ、光^{カウヘヒ}奪^ニ日輪^ヲ一、上宮太子生^ニ玉^シ和國^ニ之時、手^ニ擧^レ舍利^ヲ一、唱^フ南無仏^ト一、其降、諸宗ノ之高僧、異域^{ホキ}ノ神人、知^レ時ヲ将来シ、測^{カリ}機伝受ス、日本一國帰依、尤盛^{*29}ナリ」

普通寺本の注と字が異なる箇所は傍線を引いたが、用字の違いを除けば、ほぼ一致する。

▼「大悲經云、如来ノ身者不可破壊……」の後の注【西】14

i 9、【善】 k、【十】

【西】

私云、法膚清ク恩徳残リ芳シ、思^ニ佛之遺身ヲ、竭^レ仰^ミ涙不^レ留^マ昔^シ結^テ何^{ナル}因縁^ヲ、今方^ニ得^ニ親近^{コトヲ}文^一、

〔校異〕

法膚―法性ノ膚へ【善十】 思^ニ佛之遺身^ヲ―思^{フニ}之^ヲ仏ノ遺身【善十】 竭仰―渴仰【善】、偈仰【十】^文―ナシ【善十】

第十条「證得菩提故」の「阿含經」經文の注でも言及した、龍谷大学図書館蔵『諸講式集』所収の貞慶作とされる「舍利講式」において、「留遺骨於末法之今」とした後、

「法性膚清恩德殘芳、是思佛遺身竭仰之淚不留、昔結何因緣、今正得親近」

と近似した記事が確認できる（傍線部は異同箇所）。この「舍利講式」では、この記事に続けて

「經云、若人以深心供養舍利、若人以深心供養生身、二人功德正等無異^{云々}」

とあるが、これは『舍利勸文』『舍利婦依十因』の第一条に引かれる「涅槃經」を典拠とした經文に類似している。金剛三昧院藏本では

「若佛滅後供養舍利、若佛現在供養如來、如是二人、所獲福德、正等無異^文」

とみえる經文である。また、続けて、

「法華經云、諸仏滅度已、供養舍利者、如是諸人等、皆已成仏道^{云々}」

とあるが、これもまた『舍利勸文』『舍利婦依十因』の第十条にみえる經文である。この二つの經文は、貞慶の五段式『舍利講式』の第四段にも同じ順序で引かれていることが知られる。³⁰さらに、金剛三昧院蔵『舍利』のIVに「後分涅槃經云」として示される偈「正覺法王育我等……令我解脫三有苦」も末尾近くに引かれており、関連記事が多いことが指摘できる。

▼「釈迦宝号」と「花^{（敬）}ム經云、又放光明、名見佛等^文」の後の注〔西〕9・〔白〕

〔西〕

私云、泣唱^フ大悲之名^ヲ、可似^リ一子之音聲^ニ、若^シ近^ク忍辱之衣^ニ、何^ソ異^{ラン}二恩之古^ニ、愍^モ大宅ノ煙ノ中^ニ、揚^テ聲呼^ニ慈父之名^ヲ、孤獨ノ床ノ上^ニ作^レ臥、求^ム伊王之藥^ヲ、可^レ哀者^ハ、實^ニ我等之身也、可救者^ハ、寧非此時之愁^ニ哉、染^{ソメテ}心於名号^ニ得益之恩、懸^ニ思^ヲ於臨終來迎^ノ之願^ニ、一心不乱稱名号^ニ也、

〔校異〕

名一號【白】 古一ナシ【白】 大一火【白】 稱一稱念【白】
*『白宝抄』駄都勘文のように、「火宅」とあるのが本来か（後者は西教寺藏本でも「火」と読めなくもないが、最も近い「大」で翻刻した）。

『白宝抄』駄都勘文では、華嚴經の引用がなく、不空訳とされる舍利礼と釈迦宝号の直後にこの注が記される。「又放光明、名見佛」は、六十華嚴の巻第七、八十華嚴の巻第十五にみえる。六十華嚴に拠れば、「又放光明、名」という句が繰り返される中に、

「又放光明名見仏、彼光覺悟命終者、念仏三昧必見仏、命終之後生仏前、見彼臨終勸念仏、又示尊像令瞻敬、又復勸令歸依仏、因是得成見仏光」^{*31}

とあり、ここで臨終における念仏について述べているのは、注の最後に「臨終來迎」や「名号」にふれている点と関わるものであろうか。

ただし、釈迦宝号に付された注とみても、特に問題ないようにも読める。注の最初の記事は、「慈父」としての釈迦に対して、我々衆生を「一子」^{*32}とした表現である。「大悲之名」は、高山

寺所藏『釈迦如來五百大願經』の第十二願に

「我未來行菩薩道時、初發心已為未來諸菩薩等、開示大悲乃至涅槃、有得聞我大悲名者、心生驚怪歎未曾有、若不爾不成正覺」^{*33}

とみえるのを想起させる。この第十二願は、曇無讖訳の『悲華經』の、

「世尊、我初發心已為未來諸菩薩等、開示大悲乃至涅槃、有得聞我大悲名者、心生驚怪歎未曾有」^{*34}

をふまえたものであろう。

▼「釈迦隱本垂末事」の注（【西】15-3）

私云、既近^ニキヌ現在之化身^ニ、蓋^ニ期^ニ末世之引撰^一、加之為^レ備^カ見佛聞法^ノ之因^ニ、欲^レ結^ニ和光同塵之緣^一、^{ヲ文、}

西教寺藏本にしか確認できない注。「釋迦隱本垂末事」として、

「玄贊云、藏報身之實德^ヲ、顯^ニ化他之權形、隱^ニ妙理之玄宇^ヲ、揚^ニ龜義之疎教^ヲ、不^{シテ}居^ニ淨土^ニ處^ニ此穢土^ニ、隨逐

スル凡夫^ニ、豈^ニ非^レ難^レ報^ヲ、

悲花經云、我滅度後、於末法中、現大明神、廣度衆生^ヲ」

とある句に対して付されている。最初の慈恵大師基の『妙法蓮華經玄贊』（法華玄贊）巻第七本の引用は、『法華經』信解品の「諸仏希有、無量無辺……能為下劣、忍于斯事、取相凡夫、隨宜為説」に対する注釈記事で、特に凡夫に対する説法に関連して、仏が権の形を顕わして穢土で凡夫に隨逐することを説いている。藏俊が『法華玄贊文集』等を著し、また貞慶も承元二年（一二〇八）に『法華玄贊』に依拠して『法華開示抄』を著しているように、南都の法相宗で特に親しまれた法華經注釈書である。

『悲花經云』として示される句については多くの研究があり、曇無讖訳の『悲華經』には見出せないものの、中世に釈迦信仰・舍利信仰と神祇をつなぐ句として流通していたことが知られる。『春日権現講式』や『神祇講式』にみえる「本体盧舍那、久遠成正覺、為度衆生故、示現大明神」の偈とも内容上、関連する句と言えよう。文保本系聖德太子伝のうち、絵解きの台本として知られる『聖法輪藏』の太子三十一歳条では、この「我滅度後……」の句を「悲花經」を典拠として示した後、「解脱上人筆云」として『神祇講式』の表白段を引いている。^{*37}もし貞慶自身がこの「我滅度後……」の句を引いて注を付していたとすれば、貞慶と『神祇講式』の関係を考える上でも注意され

る記事となる。^{*38}

注の中の「見佛聞法之因」という言葉については、金剛三昧院藏『舍利』のⅣの『舍利發願』相当部分に

「又弥勒下生龍花三會導^キ、決定^{シテ}令^ム詣佛前^一、見佛聞法、為願望^一最矣」（172・173行目）

とあることも対応している。また、貞慶の『春日権現講式』の中にも

「若^シ機根漸熟^{シテ}、堪^{タエ}于見仏聞法^一之時^ニ、早顯^{ハヤク}^{シテ}本地之相海^ヲ、立^チ現^ニ玉^ハ微妙之淨土^一」^{*39}

とあり、神祇信仰・本地垂迹説に関わる文脈で同様の言葉が使われている。^{*40}

七、『舍利勘文』『舍利帰依十因』と貞慶

これまでの考察をふまえ、改めて『舍利勘文』『舍利帰依十因』と貞慶との関係を整理しておく。『舍利勘文』と『舍利帰依十因』は源を同じくする本で、『舍利帰依十因』にしか見えない注もあるが、それらも両者に共通する十条分に対する注と二連のもので、同様に扱ってよいと考えられることについては、第五節で述べた。ただし、第五

節に示した西教寺藏本の構成のうち、19・20は注が付された後の増補とみられ、17・18のような説話的記事も、注と共に成立した記事かどうかはわからない。

経文に対して注を入れたのが貞慶かどうかを検討する際、確実なところでは、

・ 十条分のうち、第一条「獲得福德故」の「灌頂経」経文の注が、貞慶の『舍利発願』の一節と合致すること。

・ 十条以外では、「遺留舍利恩」（金剛三昧院藏本）の「法花経」の経文（衆見我滅度……）に対する注②（【善】c、【十】）の本文が、貞慶の五段式『舍利講式』の第三段の一節と合致すること。

・ 同じく、「遺留舍利恩」の中の「持世経」（伝本により「救世経」）の経文に対する注（【善】i、【十】）の本文が、五段式『舍利講式』の第二段の一節と合致すること。

以上の三点から、これらの注を「私云」「又云」として記したのは、貞慶自身と考えられる。

次に、三段式の「誓願舍利講式」は、近年の研究では貞慶真撰の可能性が高い講式として扱われている。『舍利勘文』第六条「拔苦滅罪故」の注と、第八条「隨身得利益故」の注が、それぞれ「誓願舍利講式」

の第二段・第三段にみえる内容に近く、第八条に関しては「誓願舍利講式」第三段と表現も近似している点⁴¹が、右の三点に準じる相関点と認められる。第八条の注については、金剛三昧院蔵『舍利』のⅢの「私誓願」や『愚迷発心集』にもみえる、身中の虫の救済に言及している点も注意される。

そして、十条以外の「遺留舍利恩」の中の「大悲経」の経文に対する注（西）14・9、【善】k、【十】が、龍谷大学図書館蔵『諸講式集』に貞慶作として収められた「舍利講式」の一節と合致する点も、以上の共通点に加えることができるだろう。この「舍利講式」の末尾に「笠置解脱上人^{貞慶師作也}」とあるのをどこまで信用できるかという問題もあるが、先述の通り、この講式には、第十条「證得菩提故」の「阿含経云」とされる経文を前提とした表現があり、また、第四条で涅槃経云」とされる経文の類似句と、第十条の「法華経」の経文が続いて引用されている。この「涅槃経」と「法華経」の経文が順に引かれる点⁴¹が、五段式『舍利講式』と共通することがすでに指摘されており、貞慶真撰と認めてよいかと考える。金剛三昧院蔵『舍利』のⅣに「後分涅槃経云」として示される偈が引かれることも含め、この講式と『舍利勘文』は密接な関係にある。

以上を総合的にふまえると、経文を抄出し、これに注を施したの

は貞慶自身と考えて差し支えなく、『誓願舍利講式』や、龍谷大学図書館蔵『諸講式集』の最後に貞慶作として収められた『舍利講式』も貞慶貞撰と考えてよいだろう。

貞慶が舍利関係経文を抄出し、注を加えた時期も問題になろう。貞慶は建久四年（一二九三）に笠置に通世した後、笠置に大般若経を納め、釈迦・文殊・弥勒像と仏舍利十六粒を安置した般若台六角堂を建立する。そして、建久七年四月には、笠置の弥勒磨崖仏の御前での二日間の舍利講を始行している（『弥勒如来感應抄』第一所収）沙門貞慶等置寺舍利講仏供勸進状^{*12}。『誓願舍利講式』の東大寺蔵本の貞慶の本奥書には二千箇日の勤行とあることから、『誓願舍利講式』がこの千日の舍利講に関わって成立した可能性も議論されている。建久六年十一月の『笠置寺般若台供養願文』（『讚仏乗抄』第八所収）には「仏舍利者、弟子殊所帰也。願生々世々、如影随従、豫有^{*43}「夢想」果而得^{*43}之矣。」とある。一方、金剛三昧院蔵『舍利』の「仏舍利隨身事」（『舍利発願』相当部）は、

「佛子不^{ルニ}圖^ラ、感得^ス如来舍利^一、猥^ニ以別願^ヲ、恒時^ニ奉^ル持^テ、不擇^ラ寤寐^一、不顧汗穢^一、生々世々、欲不暫^モ離^一、

此志深^シ矣、此望切也」（136・137行目）

として始まるが、如来の舍利を思いがけず感得したというのは、『笠置寺般若台供養願文』で、仏舍利を夢想により得ることができたという霊験と通じるものがある。もし同じ時に感得した仏舍利について言及しているとすれば、金剛三昧院蔵『舍利』の内容は、貞慶が笠置寺にいた年代の舍利信仰と関わる可能性があるだろうか。笠置寺般若台の供養願文に「生々世々、如影随従」というのは、『舍利勘文』第八条のgに「如影随^レ形^一利那^モ勿離^{コト}」とある表現にも近い。金剛三昧院蔵『舍利』を見る限り、『舍利発願』の起草と前後して舍利関係経文の抄出が行われたと推定され、その少し後に経文に注が付されたと考えるのが自然だろう。

同書Ⅲの「私誓願」の中に、「必詣都率、奉仕弥勒、決定値遇、釋迦舍利、如仕生身、屢見神變」（118・119行目）とあり、「発願」の中に「値遇慈尊」（127行目）等とあり、またⅣ（舍利発願）相当部で「弥勒下生」（172行目）にふれているように、釈迦・舍利信仰に加えて弥勒信仰が少なからぬ位置を占めていることも、笠置の弥勒磨崖仏との関連を思わせる。

Ⅳの中には、観音の浄土「南海布怛落山」に転生して観音の待者になるという願もみられるが、（168・170行目）、金剛三昧院蔵本を通

してみると、全体の基調となっている釈迦信仰・舍利信仰や、これに関連づけられている弥勒信仰に比べると、観音信仰にそこまでの比重は置かれていない。貞慶は晩年には笠置寺から海住山寺に移り、観音信仰が色濃くなるが、笠置にも東山観音堂があったことが知られている。貞慶の思想の変遷については詳細な研究があり、楠淳證氏は貞慶が観音信仰に大きく傾斜する画期を建仁元年(二〇一)とする。^{*44}『観音講式』(五段式・三段式)が作られた年であり、楠氏はこの年に『観世音菩薩感応抄』も著されたと位置づけている。

一方、『遺留舍利恩』の経文に対する注の一部が、五段式『舍利講式』の本文と対応するという点については、講式を作ってからそれを引用したのではなく、経文の注を基盤として五段式『舍利講式』を作ったと考えるのが自然だろう。五段式『舍利講式』が、建仁三年(二〇三)に唐招提寺で始められた釈迦念仏会に関わるとすれば、注が施された時期の下限もおおよそ推定できることになる。

八、終わりに

本稿では、『舍利勘文』『舍利帰依十因』の注の検討を通して、貞慶が舍利関係経文を抄出して注を付した蓋然性が高いことを論じて

きた。また、『舍利勘文』の題を持つ諸本にみえる経文と注以外にも、貞慶が抄出した経文と注があることを、金剛三昧院蔵『舍利』や『舍利帰依十因』等の諸本との比較により示すことができたと考ええる。

これらの問題を検討する中で、『舍利勘文』が貞慶の講式制作の過程を伺わせる興味深い資料であることも明らかになった。中でも、貞慶の注と五段式『舍利講式』とは、本文の一致度が高い。ここで、大正大学総合佛教研究所講式研究会編『貞慶講式集』の指摘をふまえ、これに前稿と本稿で明らかにした点を加えて、貞慶の五段式『舍利講式』に引かれる経文等と、金剛三昧院蔵『舍利』(金)との関係を整理すると、次のようになる。

・第一段の伽陀「正覺法王育我等……」

【金】IVの『舍利発願』相当部分にみえる「正覺法王育我等、飲我法乳長法身、唯願法寶舍利光、令我解脱三有苦」(155行目) (『大般涅槃經後分』の二箇所の偈句を取り合わせ、改変した句)に一致。

・第二段の「大般若經」の引用のうち「碎金剛身……」以下:

【金】I「遺留舍利恩」に「大般若經云」として引かれる「以

金剛喻 三摩地力 碎金剛身 令如舍利…」（8～10行目）と、
II「護持福德故」（第一条）に「大般若經云」として引かれる「令
於如來 般涅槃後 有得一粒 如芥子量 供養恭敬 獲福無邊 於天
人中 受多勝樂 乃至最後 得盡苦際」（28～31行目）を繋げた
句に近似。

・第二段の伽陀「非血肉身…」

【金】I「遺留舍利恩」に「最勝王經云」として引かれる「佛
非血肉身云何有舍利方便留身骨為益諸衆生」（6～7行目）
に一致。

・第三段にみえる、舍利が師子国に往き生身の如き説法をした靈驗

【金】にはみえないが、【白版大木AB西善十】の「示現神變
故」（第四条）に引かれる「善見律」（『善見律毘婆沙』）の説
話に基づく。

・第四段の「涅槃經」の引用「若人深心供養如來、若人深心供養舍利、
二人功德正等無異、所得福壽無量無辺」、及び第四段の伽陀「若人供
養仏、及供養舍利、如是一人福、正等無有異」

【金】IIの「護持福德故」（第一条）に「涅槃經云」として引

かれる「若佛滅後 供養舍利 若佛現在 供養如來 如是二人所
獲福德 正等無異」（32～34行目）に類似。

・第四段の『法華經』の引用「諸仏滅度已」

【金】IIの「證得菩提故」（第十条）に「法花經云」として
引かれる「諸佛滅度已 供養舍利者 如是諸人等 皆已成佛道」
（109～110行目）に一致。

このように多くの対応関係があることに加え、先述のように【金】I
「遺留舍利恩」にみえる『法花經』及び『持世經』の經文に対して、『舍
利婦依十因』系の伝本で付された注【善】【十】にのみ存）の、ある
程度の長さを持つ記事が、五段式『舍利講式』の第二・三段の本文と
一致する。そして【金】IIIにみえる礼文「南無大恩教主尺迦如來、生々
世々親近奉仕三反」や、【金】IV（舍利發願 相当部）にみえる礼
文「南無釋迦大師遺身舍利生々世々值遇頂戴三反」と、五段式『舍
利講式』の各段末の礼文「南無大恩教主釈迦牟尼如來生々世々值遇
頂戴」も類似している。貞慶の五段式『舍利講式』の核となる内容は、
『舍利勸文』『舍利婦依十因』にみえる舍利関係經文の抄出と加注の
営みの中で育まれたと言っても過言ではないだろう。

また、第三条 第七条の注が、称名寺の正月の七日八座の舍利講

会に用いられた三段式の舍利講式の二節と対応することや、「法花経云、衆見我滅度……」に対する注①が、隼谷大学図書館蔵『諸講式集』所収の七番目の「舍利講式」の「表白等」の一節に対応することも、これらの講式制作背景を考える重要な手がかりとなろう。

『舍利勘文』『舍利帰依十因』の注は、単に経文の注釈としてあるだけでなく、講式に組み入れることができる本文を含んでいることになる。『舍利勘文』『舍利帰依十因』は、経文を抄出して注を加える営みが、講式制作と深い関係にあったことを具体的に示す資料としても、大きな意義を持つ本と言えよう。

注

*1 高橋悠介・伝貞慶編『舍利勘文』小考〔『斯道文庫論集』一五八、二〇三三年一月〕

*2 三崎良周『神仏習合思想と悲華経』〔『印度學佛教學研究』九一、一九九六年一月〕。後に『密教と神祇思想』創文社、一九九二年所収。

*3 『貞慶講式集』(山喜房佛書林、二〇〇〇年)。

*4 西教寺蔵本は国文学研究資料館のマイクロフィルムに基づく。
東洋大学附属図書館哲学堂文庫蔵・寛文十年刊本と、善通寺

蔵本は、国文学研究資料館の国書データベースでも画像を確認することができる。

*5 中世写本においては、「託宣」の「託」が「託」の字体で書かれる事例が多い。本稿では主に近世写本を扱っているものの、そうした背景をふまえ、「託」と「託」の異同は校異の対象から外している。

*6 『金沢文庫資料全書 第八卷 歌謡・声明篇 続』(神奈川県立金沢文庫、一九八六年)一三五―二四三頁。

*7 前掲注3『貞慶講式集』九頁。

*8 前掲注6『金沢文庫資料全書 第八卷 歌謡・声明篇 続』二四〇、二四二頁。

*9 前掲注3『貞慶講式集』八頁。

*10 大正蔵第十二卷二七二a二四。

*11 大正蔵第九卷五a。

*12 日本思想大系『鎌倉旧仏教』(岩波書店、一九七二年)での『愚迷発心集』の読み下しに拠る。

*13 前掲注3『貞慶講式集』四七頁。

*14 この点は、前掲注3『貞慶講式集』一五・二七四・二七五頁に指摘されている。

*15 前掲注12『鎌倉旧仏教』27・28頁。

*16 大正蔵第二十九卷四四a。

*17 大正蔵第三十六卷二七a、一七七a、二六五c。

*18 前掲注3『貞慶講式集』三・四頁。

*19 関口静雄「翻刻 龍谷大学図書館蔵『諸講式集』」(『学苑』六

七二、一九九六年二月)。引用にあたり、私に読点を施した。この舍利講式の末尾には「笠置解脱上人^{貞慶師作也}」とある。また、『諸

講式集』の末尾には、「此帖應永丙子大族書寫之、同仲呂周／

備之二見之次、写留之間、楚忽之書写、／定可有参差歟、重以

餘本、可校合者也／ 丙子四月中二 頼詮(花押)／文明十

一年^己十月十三日表紙等令結搆訖／權僧正光淳」という奥書が

あり、丁を改めて「原本」大津鍛冶町善正寺「蔵」とある。

*20 称名寺聖教『舍利要文』の「異砂記」については、高橋悠介「貞

慶をめぐる説話と律院」「異砂記」・「独行光春日靈驗譚」(『説話

文学研究』五五、二〇一〇年九月)で、『溪風拾葉集』巻十一と

の比較も含めて検討した。

*21 『日本彫刻中基礎史料集成 鎌倉時代 造像銘記編』(中央公

論美術出版社、二〇〇三年)「釈迦如来像 峰定寺」(井上稔

氏執筆)。

*22 野村卓美「京都峰定寺釈迦如来像納入品と貞慶」(『国語国文』

七五―二、二〇〇六年一月)。

*23 前掲注3『貞慶講式集』二七四―二七七頁「伝貞慶作『舍利勒

文』と『舍利講式』類」。この宝菩提院に移点する際に参照された

底本の、東寺観智院蔵・泉宝手沢本『舍利要文』も牧野和夫氏によ

り紹介され、その表紙左肩には「舍利要文十唯心上人作」とある

ことが報告されている(『疑経・仮託などの周辺―『舍利要文』・「大

乘毘沙門功德経』(『実践国文学』六〇、二〇〇二年十月)。

*24 室賀和子「空体房銭也の内面世界―事蹟を追う」(『大正大学

大学院論集』二二―、一九九八年)、『蒙古襲来と鎌倉仏教』(神

奈川県立金沢文庫、二〇〇二年)等に詳しい。

*25 高橋悠介「『三国伝記』巻第十二「伝舍利勝利事」と「釈尊御舍

利儀記」(『室町前期の文化・社会・宗教―『三国伝記』を読みとく』

勉誠出版、二〇一二年)では、善通寺蔵本のa以下の経文も、第

十条の経文のように扱っていたが、この点を訂正する。

*26 前掲注19関口静雄「翻刻 龍谷大学図書館蔵『諸講式集』」に

拠る。

*27 前掲注3『貞慶講式集』二四―二六頁。

*28 『講式―はとけへの讃嘆』(奈良国立博物館、一九八五年)、前

掲注3『貞慶講式集』、松田淳二「神仏と儀礼の中世」(法蔵館、二〇二年) 第四章「貞慶撰五段『舍利講式』の儀礼世界」、阿部美香「宣陽門院の宗教空間におけるほとけとことば―東寺西院御影堂の中世的発展と貞慶の舍利講式をめぐって」(近本謙介編)ことば・ほとけ・図像の交響―法会・儀礼とアーカイヴ」勉誠出版、二〇二三年三月。

*29 前掲注3『貞慶講式集』二二頁。

*30 前掲注3『貞慶講式集』二五〇頁。

*31 大正蔵第九卷四三七b。

*32 「二子」については、『別願講式』にも「菩薩念衆生、愛之徹骨髓、恒時欲利衆猶如二子故」とみえる(『弥勒如来感応抄』第二所収、平岡定海『東大寺宗性上人の研究並史料下』二二八頁、日本学術振興会、一九六〇年)。

*33 成田貞寛「高山寺所蔵『釋迦如来五百大願經』の研究」(『仏教大学大学院研究紀要』七、一九七九年三月)。

*34 大正蔵第三卷一〇五c。

*35 大正蔵第三十四卷七八〇c二二―二五では、当該句の「化他」を「化相」とし、「玄宇」を「玄宗」、「穢土」を「穢方」とする。

*36 注2前掲三崎良周「神仏習合思想と悲華經」、今堀太逸「神祇

信仰の展開と仏教」(吉川弘文館、一九九〇年)、野村卓実「中世仏教説話論考」(和泉書院、二〇〇五年) 第三部「悲華經」と中世文学」等。

*37 『真宗史料集成第四卷 専修寺諸派』同朋舎、一九八二年。

*38 『神祇講式』が貞慶の作った講式であるかどうかについては、論者によって見解が異なる。近年の研究では、星優也氏が「中世神祇講式の文化史」(法蔵館、二〇三年)の中で貞慶撰述説に疑問を呈するのに対し、阿部泰郎氏は「解脱房貞慶の世界―『観世音菩薩感応抄』を読み解く」(法蔵館、二〇二四年)「終章 貞慶の記憶とその遺産」において、貞慶による講式として論じている。

*39 前掲注3『貞慶講式集』二〇七頁。

*40 この部分は「春日御本地尺」(称名寺聖教)の対応箇所では「見聞仏法」となっている。高橋秀栄「笠置上人貞慶に関する新出資料四種」(『金沢文庫研究』二八六、一九九一年三月)。

*41 前掲注3『貞慶講式集』二五〇頁。

*42 平岡定海「日本弥勒浄土思想展開史の研究」(大蔵出版、一九七七年)三九頁。

*43 『公刊美術史料 寺院篇 下巻』(中央公論美術出版、一九七六年)

九十七頁。

- *44 前掲注38『解脱房貞慶の世界―観世音菩薩感心抄』を読み解く。楠淳證・新倉和文『貞慶撰『観世音菩薩感應抄』の研究』（法蔵館、二〇二二年）。

〔付記〕調査・掲載に際してご高配を賜った諸寺・諸機関に御礼申し上げます。なお、本稿は、JSPS科研費 JP23K20079「称名寺の唱導資料を中心とした寺院聖教の調査・研究」、及び東京大学史料編纂所「一般共同研究『高野山子院伝来資料の分野横断的研究―金剛三昧院・西南院を中心に―』（二〇二三年度）」「中世神道資料を中心とした高野山子院伝来資料の研究資源化」（二〇二四年度）による研究成果の一部である。